

「はい、こちら企業の
労働110番です」

新たにパートタイム労働者を雇つた社長さんから
らのご相談でした。パートタイム労働者の保険について、詳しく知りたい

名北協会相談員日誌 52

「ちかく企業の 労働110番」で

名北勞働基準協会専門員

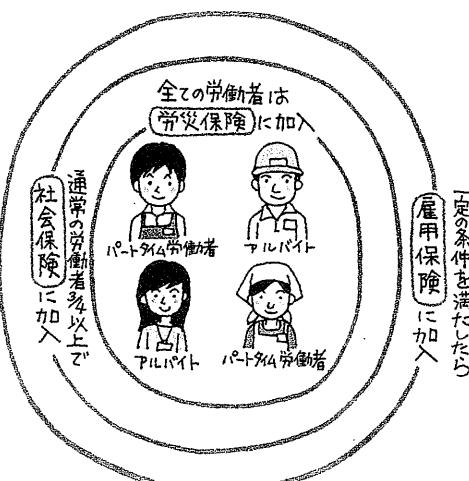
社会保険労務士 簄 百合子

パート労働者の労働保険、社会保険の加入について

を満たす場合は、労働保険や社会保険に加入する義務が生じます。

社会保険
パート労働者の労働保険
社負担となります。
また、雇用保険は、1週間の労働時間が20時間以上、かつ1カ月以上の雇用見込みがあると
いう労働者が対象となります。保険料は、会社と労働者でそれぞれ負担します。
労災保険は、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害

次に、社会保険について説明します。社会保険には、健康保険・厚生年金保険があります。健康保険・厚生年金保険に加入できるのは、通常の労働者の所定労働時間まで



死亡等に対し保険給付があります。雇用保険は失職した場合の求職者給付、レベルアップのための教育訓練給付、育児休暇や介護休暇等に伴う雇用継続給付等が受けられます。労働者にとっては安心して働くことができ

は所定労働日数がおおむね4分の3以上であることが条件となります。保険料は、会社と労働者が折半で負担します。

健康保険に加入することにより、労働者の業務外の疾病、負傷もしくは死亡または出産及びその

被扶養者の疾病、負傷、死亡または出産に関する保険給付があります。厚生年金保険につきましては、労働者の老齢、障害及び死亡について保険給付があり、共に労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上が見込めます。

事務組合では、労働保険の事務委託を行つていま
す。事務手続きを迅速・確実に代行するだけでは
なく、無料労働相談、講習、各種支援等協会事業
もご利用頂けます。また社会保険に関しましても
社会保険労務士である当協会の相談員が、ご加入
等のアドバイスを行いま

労働者が安心して働くことができる環境を整えるのは、事業主の義務です。会社の更なる発展のためにも、速やかに労働保険・社会保険の加入手続きをしましよう。

会員事業場専用無料相談ダイヤル
「企業の労働110番」

電 話 <0 5 2> 9 6 1-7 1 1 0	企業の労働なんでも110番
F A X <0 5 2> 9 6 1-9 6 3 5	メーリアドレーズ

roumu@meihokurouki.or.jp